

業務委託契約書（委任契約書）

ALLS COMPANY株式会社(以下「甲という」)は (以下「乙という」)に対し
甲の商材及び販売を促進する業務における業務委託契約(以下「本契約」という)を締結する

第1条：業務委託

甲が乙に対し委託する業務は(以下「本業務」という)は甲の商材を用いた販売及び商品管理に対しての付帯する
許可された販売促進の作業を業務とする

第2条：委託開始期間

委託業務の期間は 令和 年 月 日より開始するものとする

第3条：委託販売における売上報告とその支払い

乙が持ち帰り販売した商材による売上集計は中間(15日)と月末(末日)の2回行い、それぞれ3日以内に報告する必要がある
また、乙は当初定めた掛け率から前月分の支払額を算出し
甲の指定する銀行口座に翌月6日(休日の場合は翌営業日)までに振り込むものとする
尚、振込手数料は乙の負担とする

第4条：成果物の権利帰属

委任業務により作成された成果物に関する無体財産及び有体物に関する一切の権利は、甲に帰属する

第5条：秘密保持

乙は、本契約に関して知りえた情報を運営の許可無く外部に漏洩させてはならない

第6条：報告義務

乙は、甲の求めがある時は、委託業務に関する情報をすみやかに報告しなければならない

第7条：契約解除

乙が条項に反した時、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し
被った損害の賠償を請求することができる

第8条：入会金の返却

退会時に入会金の返却は行わない

第9条：古物許可証の取得

古物営業法第2条第2項に基づき、委託を受けて売買する場合 古物許可証が必要となる
登録後6ヶ月以内に古物許可書免許の取得をお願いいたします

第10条：協議

本契約に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。
以上、本契約の成立を証するため本書を作成し、直筆 捺印の上、各1通を保有する

令和 年 月 日

甲 氏名 ALLS COMPANY 株式会社 代表取締役 前田 智史

住所 578-0905 大阪府東大阪市川田4-5-32

乙 氏名

住所

電話番号

メールアドレス